

加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売(平成22年7月～9月分)
の実施について

1 販売予定米穀 (単位：トン)

| | 産地国 | 種 類 | 数量 |
|----------|----------|----------|--------|
| うるち | 米国産 | (整理番号) | 1001 |
| | | うるち玄米 | 300 |
| | | (整理番号) | 1002 |
| | | うるち精米 | 300 |
| | (整理番号) | 1003 | |
| | うるち破碎精米A | 30,000 | |
| | (整理番号) | 1004 | |
| うるち破碎精米B | 4,000 | | |
| る | タイ産 | (整理番号) | 1005 |
| | | うるち精米長粒種 | 9,000 |
| | | (整理番号) | 1006 |
| | | うるち破碎精米A | 15,000 |
| (整理番号) | 1007 | | |
| うるち破碎精米B | 3,000 | | |
| もち | タイ産 | (整理番号) | 1008 |
| | | もち精米 | 6,000 |
| 計 | | | 67,600 |

注1 整理番号は、買受申込みを行う際に「加工原材料用米穀の買受申込書」の整理番号欄に記入する番号である。

注2 「うるち破碎精米A」は、破碎精米のみの引渡しとする。

注3 「うるち破碎精米B」は、破碎精米及び加工段階で発生する微細米をセットにした引渡しである。なお、破碎精米と微細米の割合は米国産の場合は89：11、タイ産の場合は85：15とする。

(微細米の規格については、破碎後ふるい目1.7mmを通過した米粒(粉を含む)とする)

2 買受申込書の提出日等

電子入札システムを利用する買受申込者からの買受申込書は平成22年6月22日(火)正午までとする。また、紙入札を認められた買受申込者の地方農政事務所等への買受申込書の提出は同日の10時(必着)までとする。

なお、提出済みの買受申込書の引換え、変更又は取消しはできない。

3 申込数量の制限

申込数量は、各種類あわせて300トン以上とし、それ以下の申込数量の場合は、無効とする。

4 破碎精米の申込

- (1) 「うるち破碎精米A」に申し込む場合は、破碎精米のみに係る数量及びトン当たり単価を申し込むこととする。
- (2) 「うるち破碎精米B」に申し込む場合は、破碎精米及び加工する段階で発生する微細米を合わせたものに係る数量及びトン当たり単価を申し込むこととする。

5 買受申込書の無効

丸米用途向け米穀の買受資格者以外の者が丸米用途向け米穀の買受申込書を提出した場合には、当該買受申込書は無効とする。

6 販売米穀の受渡期限

売買契約締結後から平成22年9月17日（金）までとする。
なお、安全性確認等のため、受渡期限を変更する場合がある。

7 販売先の情報公開

販売先及び販売数量並びに引渡先及び引渡数量について、農林水産省ホームページにおいて公開する。

8 販売米穀の適正使用

販売米穀の引渡後にカビが発生することのないよう、以下の点に留意すること。

- (1) 引渡後早期に使用（1週間以内）すること。
- (2) 原料米穀の保管は、カビが発生しないよう温度及び湿度等適切な管理を行うこと。
- (3) 引渡後にカビ等の異物を発見した場合は、速やかに地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局をいう。）に通報するとともに、当該米穀の使用を凍結すること。